

○村上智行委員長 決算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて三十分です。柚木貴光委員。

○柚木貴光委員 自由民主党・県民会議の柚木貴光です。よろしくお願ひいたします。

まず、初めに、国際政策について伺います。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まってから三年半が経過いたしましたが、いまだに鎮静化の気配はございません。その結果、多くのウクライナ国民が国外への避難を余儀なくされており、日本では千九百四十四名の方が避難生活を送っております。

そのうち、我が県には二十七名の避難民がおり、県のサポート体制としては、緊急避難外国人等自立生活サポート補助金という事業を行つておりますが、本事業の内容と昨年度の実績についてお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 令和四年二月二十四日のロシア軍のウクライナ侵攻以降、多くのウクライナ人が長期にわたり国外への避難を強いられており、宮城県には先月末現在で二十七名の方が在留されておられます。県では、避難民への支援策として、令和四年度から医療機関を受診した際の通訳経費等に対する補助事業を実施しており、昨年度は四人の避難民について延べ十四回分の通訳経費を支援いたしました。

○柚木貴光委員 サポートの内容は通訳の経費の補助で四名が活用したことでございました。今、県の支援について伺いましたけれども、国の支援としては避難民一人につき一日一千四百円を二年間支給してきました。しかし、軍事侵攻から三年半が経過した今、このような経済的支援が順次満期を迎えており、生活費の確保が新たな課題となつております。日本財団によれば、避難民のうち働いている人は五〇%にとどまつております、残りの方々は仕事を得られておりません。その理由の大半は、日本語の理解不足のことです。先ほどの通訳支援を受けている避難民は日本語に不安があるということだと思いますので、経済的支援が終了した後でも自立した生活が送れるよう日本語習得のサポート、あるいは、おおさき日本語学校の活用などが考えられますが、御所見をお伺いいたします。

○中谷明博経済商工観光部長 県では宮城県国際化協会、それから市町村等と連携いた

しまして、県内に在住する外国人向けの日本語講座を実施しているところでございます。

現在、ウクライナの避難民の方は、仙台市、石巻市、多賀城市に在住しておられますけれども、このうち、仙台市、石巻市は日本語講座を開催しております。この日本講座の開催がなかつた多賀城市におきましても、今年度新たに講座を立ち上げる予定としております。また、国では日本語の教育、生活ガイダンス等を無償で提供します定住支援プログラムを行つております。なお、おおさき日本語学校で受け入れる留学生につきましては、現在、台湾、ベトナム、インドネシア出身の方のみとしておりまして、同校でのウクライナ避難民の方への対応は現時点で難しいと考えておりますが、今申し上げた日本語講座や国の取組を避難者の方に御案内するなど、引き続ききめ細かな対応を図つてまいりたいと思つております。

○柚木貴光委員 取組の内容について承知いたしました。日本語がある程度習得できれば、人手不足で困つておられる介護・宿泊業界で貴重な戦力として御活躍いただけると思いまして、引き続き取組をお願いいたします。

ただいま、ウクライナ側の視点に立つた質問をさせていただきましたが、ここからはロシア側に立つた質問もさせていただきます。

七月にカムチャツカ半島付近を震源とする地震が発生しましたが、ロシアの国営メディアによれば、津波は内陸二百メートルまで到達し、水産加工工場の浸水などの大きな被害が出ております。ロシアは、東日本大震災の際に、百六十人規模の救助チームの石巻市への派遣や、赤十字社を通じて一億六千四百万円の義援金を宮城に提供するなど、多大なる支援を頂いた国です。軍事侵攻を起こした国ではありますが、ロシアへの人道支援の実施も検討に値すると考えますが、いかがでしょうか。

○中谷明博経済商工観光部長 七月二十九日のカムチャツカ半島付近の地震では、ロシアにおいても津波による被害が発生したと認識しております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げたいと思います。県では、海外で自然災害や事故等が生じた場合、外国の地域等に対する災害見舞状等贈呈の基準に基づきまして、県と友好提携及び協力協定の関係にある地域、また東日本大震災において支援を受けた国または地域を主な対象としまして、災害等の規模に応じて災害見舞金の贈呈等を行つております。近年では死者五万人、負傷者十一万五千人以上となつた令和五年二月のトルコにおける地震や、

死者十八人、行方不明者二人、負傷者約千人となつた昨年四月の台湾における地震に対して災害見舞金を贈呈しております。御指摘のロシアにつきましては、東日本大震災で御支援を頂きましたので対象国には含まれますけれども、報道によりますと、今回の地震では、建物が流出するなど被害があつたとは承知しておりますが、負傷者が四人にとどまつてることから、災害規模の点で基準に該当していないと判断したものでございます。今後、ロシアで災害が発生した場合の対応につきましては、先ほど申し上げた基準に加えまして、県民の皆様の御理解が必要であると考えておりますので、国際情勢も勘案しながら判断してまいりたいと考えております。

○柚木貴光委員 カムチャツカ半島では今月もマグニチュード八クラスの地震が発生しておりますので、もし今後甚大な被害が発生した場合には、御検討よろしくお願ひいたします。

次に、震災に関連しまして、今月県が発行した復興への取組という資料によれば、県に寄せられた支援金の合計は約七百五十三億円。そのうち、海外からは約百六十六億円と全体の二二%を占めております。この大きな支援に対し、感謝を伝え続けることは外交上非常に重要なことだと考えており、そのような観点から昨年度開催したアンバサダーサミットはすばらしい取組だつたと考えております。この事業の目的は、復興支援に対して感謝を伝えること。また、宮城県の投資環境や物産品のPRでございましたが、本事業の具体的な成果についてお伺いします。

○村井嘉浩知事 みやぎアンバサダーサミットは欧州や豪州、アジア各国の十一の国と地域から三十八名の駐日大使等をお招きし、東日本大震災の復興支援の感謝を伝えるとともに、双方向での人的交流や経済交流の活性化を目的として、今年一月に開催したものでございます。サミットでは、周遊ツアーによる観光PR、外国人材セミナーや国際投資セミナーの開催など、我が県の魅力や可能性を直接発信する貴重な機会になりました。また、これを契機に、ベトナム大使館との間で、観光分野・投資環境・輸出入分野及び人材交流分野に関する協力覚書を締結したほか、インド大使館等と連携し、インド・ビジネスセミナー in MIYAGIを今年三月に初めて開催するなど、具体的な取組にもつながつたわけでございます。更にサミットに出席し、関係を深めたインドネシア政府関係者が在日大使館の経済担当であり、その後に実施したインドネシア人材

みやぎジョブフェア「〇二五の開催や、ジョブフェア当日に締結したインドネシア政府との覚書の締結に向けた調整を円滑に進めることができました。今後とも、アンバサダーサミットで培った関係性を生かして、各国との連携に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○柚木貴光委員 このアンバサダーサミットは非常に画期的な取組だと思つておりますて、ちなみにですが今後も定期的に開催する予定なのか方針をお伺いします。

○村井嘉浩知事 現時点ではまだ考えておりません。まずは今回やつて、どういうような成果が出たのかということをもうちよつとちゃんと分析いたしまして、それから次年度以降どうするかということを考えてみたいと思つております。

○柚木貴光委員 分かりました。

次に、財政政策についてお伺いします。

令和六年度の各種財政指標を確認すると、全体的に改善傾向にありますが、中期的には、施設の老朽更新などを控えているため、更なる歳入確保・歳出削減が求められています。そのような中、県としては、公社等外郭団体の財務状況の指導に取り組むとしております。令和六年度は四十六の団体が公社等外郭団体に指定され、県からの補助金として総額約三十三億四千万円が拠出されておりますが、外郭団体への補助金の直近三年間の推移と今後どのように自立経営を促していくのかお伺いします。

○小野寺邦貢総務部長 県では、令和四年度から令和六年度までを計画期間とする宮城県公社等外郭団体自立推進計画に基づき、公社等の自立的運営の促進を図る観点から県の関与の適正化を図ってきたところでございます。公社等外郭団体に対する県からの補助金額でございますが、令和四年度が四十七団体に対し約五十七億五千六百万円、令和五年度が四十七団体に対して約三十七億千二百万円、そして令和六年度が四十六団体に対して約三十三億四千二百万円でございました。今年度からは、これまでの計画を見直しまして、公社等向けには自立経営ガイドライン、所管課向けには経営評価及び運営指導方針を新たに策定し、取組のポイントをより明確化したところでございます。具体的には、財務状況のモニタリング結果を踏まえて早急な経営改善が必要な改善支援団体に加えまして、経営状況に悪化の兆候が見られる団体を新たに経営検証団体として指定し、有識者による重点的な指導により、経営悪化を未然に防止する手立てを講じたとこ

ろでござります。引き続き、公社等外郭団体に対して県の補助金に依存しない安定的な経営基盤の確立と組織運営体制の強化を促してまいりたいと考えております。

○柚木貴光委員 令和四年度と令和六年度を比較すると、二年間で二十億円以上も減らしていただいているということで、県と外郭団体の皆様には敬意を表するところでござります。ただ、こうしたら更によくなるかもしれないなと思ったことがございましたので、この後質問させていただきます。県が補助金を出している対象は公社や公益財団法人が大半を占めていますが、株式会社で補助を受けている団体として、阿武隈急行株式会社があります。昨年度は、県から約二億六千万円の補助を受けています。県としては、昨年十月に沿線市町と鉄路存続で合意しており、今後は安定経営に向けて全力で支援する必要がございます。そのような観点から経営状況を確認すると、経営幹部に民間経験者がいないことが分かりました。民間企業にもかかわらず、経営層に民間経験者がいないという組織体制になつており、人材の多様性に欠けると言えますが、その点についての県の認識と、もし現時点で民間登用の動きがあれば、御教示願います。

○梶村和秀企画部長 今回公表した公社等外郭団体に関する報告資料では、阿武隈急行株式会社において、経営幹部に民間等経験者を登用していないという内容で記載してございますが、実際には、非常勤の取締役に民間企業である福島交通株式会社の武藤代表取締役社長に就任いただき、各種助言を頂いているところでございます。一方で、抜本的な経営改善策等を議論するために設置された阿武隈急行線在り方検討会におきましても、経営の健全化には民間人の登用、外部アドバイザーの導入について検討を行う必要があるとの提言が今年三月に取りまとめられたところでございまして、県といたしましても更なる民間知見の活用に積極的に取り組んでいく必要があると認識しているところでございます。現在、提言の具体化に向けて、福島県側を含む沿線自治体や鉄道会社、学識経験者等で構成する阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会を設置し、民間知見の活用についても具体的な議論を進めているところでございます。御指摘の民間知見の活用につきましては、社内への役職員としての招聘や外部有識者による経営の助言など、様々な方法が考えられることから、本分科会において更に検討を進めてまいります。

○柚木貴光委員 先ほど非常勤では民間がいるということでしたけれども、非常勤と常勤の違いはやはり執行責任の有無だと思いますので、責任持つて経営改善していただく

ためにも常勤での登用も御検討いただければと思います。

さて、このローカル鉄道の維持については、国として鉄道事業再構築事業という補助メニューがございます。これは、計画を策定して、その計画が国土交通省に認定されると国から最大五割の補助を受けられるというもので。現時点では、全国で二十の鉄道事業が認定されておりまして、補助額は平均で年間五億円。それを十年間得られるというものでございます。この本事業の採択に向けて、阿武隈急行株式会社も最優先で取り組むべきだと思いますが、御所見をお伺いします。

○梶村和秀企画部長 御指摘のとおり、鉄道事業再構築事業は、実施計画の認定を受けることにより補助率が最大で二分の一となる社会資本整備総合交付金が活用できるなど、国の支援が強化されることから、認定に向け重点的に取り組んでいく必要があるものと認識してございます。鉄道事業再構築事業に関する認定を受けるためには、運行に必要な設備投資や維持修繕等に対する地元自治体の支援内容のほか、利用者の利便性確保に関する事項などを取りまとめた実施計画を作成し、阿武隈急行株式会社や沿線自治体が連名で国に申請する必要がございます。現在年内の申請を目指し、持続的な支援体制の構築や利用者の意見を踏まえたダイヤ見直しなどの利便性向上に向けた取組について、国や鉄道会社、沿線自治体と協議調整等を進めているところでございます。来年度から国の手厚い交付金を活用できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○柚木貴光委員 今年度中の申請を目指すということで、引き続き取組を推進していただければと思います。

次に、歳出削減についてなのですが、先日、職員の方とお話ししたときに、県内に七つある合同庁舎の電力は庁舎ごとに随意契約していると伺いました。この話を受けて、七つの庁舎を一括で契約すれば、スケールメリットが生まれて割引を獲得できるのではないかと考え、先進事例を調査いたしました。その結果、新潟県は病院ごとの電力契約を全病院一括に変更するとともに、東北電力と三年間の長期契約を結ぶことで電気代の縮減を図つておりました。今年度は約三千万円縮減したことです。我が県においても、合同庁舎のほかに県所管の病院が三つ、免許センターが四つあるなど、一括契約できそうな施設があり検討の余地があると考えますが、いかがでしょうか。

○小野寺邦貢総務部長 まず、県内七か所の合同庁舎につきましては、災害対策本部の

支部等が設置され災害対策の地域拠点となることから、庁舎の機能維持に不可欠である電力供給については、大規模災害時などの際に障害が発生しても早期の復旧が可能となるよう、随意契約により東北電力から電力を調達しているところでございます。お話の一括契約を行うことで電気代の削減につながるかどうかにつきましては、契約の相手方である東北電力との交渉次第ではございますが、県として話合いの余地は十分あるものと考えております。今後交渉を行ってまいりたいと考えております。また、県立病院や免許センターにつきましては、入札などの結果、東北電力以外の事業者と契約している事例もあり、入札によるメリットとデメリットを十分勘案しながら、一括契約の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

○柚木貴光委員 交渉の余地があるということで、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、歳入確保についてですけれども、群馬県庁の三十階にはアクセントュア株式会社が入居しております。賃料は年間約千万円で三年契約とのことです。では、宮城県庁の十八階はどうなっているかというと、眺望のよい南側はレストランと会議室になっております。県庁の南側は勾当台公園ですので、今後、建造物は建たないと思われ、周囲に高いビルも多くないため、十八階の環境は非常に価値がある場所だと感じております。この行政庁舎十八階は、群馬県のように価値を生み出すポテンシャルがあると考えますがいかがでしょうか。

○小野寺邦貢総務部長 地方自治法及び地方自治法施行令によりますと、「庁舎等の床面積に余裕があり、自治体において使用される見込みがない場合に限り、他の者に貸し付けることができる」とされております。本県では、恒常に執務室や会議室のスペースが不足しております、民間のオフィスビルを賃借しているほか、会議の開催日程の調整に大変苦慮しているところでございます。したがいまして、現時点におきましては、庁舎の一部スペースをほかの者に貸し付けることはできませんけれども、今の御提案は大変魅力的な提案と考えております。今後、庁舎に余裕が出てきた場合などには選択肢の一つとして、検討してまいりたいと考えております。

○柚木貴光委員 会議室のネックが解消されたら、ぜひ御検討をお願いいたします。

では、次に行きます。来週全国育樹祭が開催ということですので、林業政策についてお伺いしたいと思います。

本県は人工林の九〇%が植林後三十五年以上経過し、利用期を迎えてることから、伐採面積は増加傾向にあります。一方で、伐採後の造林面積が減少しており、このままでは木の生えていない面積が増え、土壤流出などの懸念がございます。県としては昨年度、様々な森林育成事業を行いまして、合計約六億八千六百万円を投じました。しかしながら、再造林率は一五・二%と低迷している状況です。昨年度の造林事業の評価とその評価を踏まえた再造林率の改善策についてお伺いします。

○中村彰宏水産林政部長 将来の森林資源の着実な造成に向けましては、森林伐採後の植栽を円滑に進めることが重要であります。木価格の長期低迷等によりまして伐採収入だけでは植林から保育までの再造林費用を賄うことが困難な状況でありますことから、県では、補助金を活用し造林事業を支援しているところでございます。造林事業によつて育成された森林は木材生産のみならず、水源の涵養や土砂流出防止などの多面的機能を有し、安全・安心な県民生活に大きく寄与することから、造林事業の評価に当たりましてはこうした効果も考慮することが重要であると考えております。一方、今後の造林事業実施に当たりましては、森林施業の省力化・低コスト化を一層進め、事業効率を高める必要があるものと認識しております。このため県といたしましては、苗木の低密度での植栽や下刈り回数の削減などの取組に加え、今後は成長が速く、コスト低減効果が期待できる特定苗木の供給拡大と普及を一層図りながら、再造林率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○柚木貴光委員 様々な改善策を挙げていただきましたので、そちらはぜひ引き続き注力していただきたいと思います。

次に、造林の際は、杉を植えるケースが多いですけれども、花粉対策を講じなければ花粉症という社会問題は解決できません。県は、花粉量が一般的な品種の百分の一以下の杉を開発し、苗木を生産しておりますが、造林面積のうち花粉の少ない杉苗木が占める割合は一〇%台にとどまつております。この苗木の早急な増産が必要です。県としては、二年後までに杉苗木需要量の五〇%、七年後には需要の全てをこの花粉の少ない杉苗木に置き換える目標を掲げてますが、昨年度の生産実績と目標の実現可能性をお伺いします。

○中村彰宏水産林政部長 花粉の少ない杉の苗木の種類には、通常の杉と比較して雄花

の着花量が約一%以下である少花粉杉や着花量が五〇%以下であるものの、成長が速く材質も優れた特定苗木がございます。このうち現在、我が県で供給している苗木は全て少花粉杉でございまして前年度の生産量は約十二万本でございますが、今年度の生産量は約三十四万本に達する見込みでございます。また、来年度からは少花粉杉に加えまして、特定苗木の供給も始めますので、令和九年度の中間目標である五〇%・四十万本は達成できる見通しでございます。引き続き、最終目標である令和十四年度の八十万本を達成できるよう、計画的な苗木増産に取り組んでまいります。

○柚木貴光委員 計画どおりということでぜひ、現在のベースで進めていただければと思ひます。

森林整備においては市町村も森林環境譲与税を活用しながら対応しておりますが、市町村によって活用率にかなりのばらつきがございます。例えば塩竈市は、令和元年度からの五年間で約二千三百万円が支給されておりますが、活用実績はございません。このように森林が少なく、単独事業が難しい市町村があることから、県全体での連携策などを検討する必要がございます。千葉県では、税の使途を模索している都市部の自治体と、森林面積が大きく多くの財源を必要とする山村部の自治体をマッチングさせて、この税金と森林J—クレジットを交換する仕組みを構築いたしました。このような施策も含めまして、この森林環境譲与税の最大活用に向けた取組についてお伺いします。

○中村彰宏水産林政部長 活用率が低いと御指摘がございました塩竈市や多賀城市の場合は、森林面積が小さく、単年度当たりの譲与額も少額でありますことから、効率的に事業を行うために一旦基金に積み立てた上で、公共施設の木質化や学校施設への木製品の導入などに活用する意向であると伺っております。県では、都市部の市町で使途を模索しているような場合、直接出向いて状況を丁寧に聞き取りながら相談に応じているところでございまして、今後は千葉県のような連携施策も含め、全国の先進事例を紹介するなど、譲与税が有効に活用されるよう支援してまいりたいと考えております。

○柚木貴光委員 よく分かりました。次、森林J—クレジットは飛ばさせていただきます。最後に、芸術振興についてお伺いいたします。

令和六年度の美術品等取得基金の残高は約二十一億円となつております。この基金を活用して、宮城県美術館や東北歴史博物館は、美術品や考古資料を取得しております

が、直近三年間の購入実績とその選定理由について、また購入した物品が県にどのようなメリットをもたらしているのかお伺いいたします。

○佐藤靖彦教育委員会教育長　過去三年間の美術品等の購入実績については、東北歴史博物館が令和五年度に、江戸時代後期に活躍した塩竈出身の画家で仙台藩四大画家の一人である小池曲江の西湖図を四百七万円で購入しております。東北歴史博物館は、東北の姿を自ら再発見し、東北の存在を広く世界に発信することにより、国際化の時代にふさわしい地域づくりとその活性化に貢献することを目的として設置され、これまでも宮城・東北にゆかりのある近世絵画を積極的に収集してきたところであります。本作品につきましても、資料収集専門部会において、宮城・東北の歴史文化の究明に果たす役割が大きいとの評価を頂いたところです。博物館では、収集した資料により、宮城・東北の歴史民俗の調査研究を進めるとともに、収蔵品を展示・公開することで、地域の歴史文化遺産の価値を広く県民に還元することができるものと考えております。

○柚木貴光委員　小池曲江さんの作品を購入されたということで、やはり地元生まれの美術家の作品は宮城県の宝だと思いますし、あと学術的にも非常に貢献されているということで、このような方針で引き続き収集に努めていただければと思います。

さて、美術に関連しまして、宮城県美術館のリニューアル基本方針を確認すると、芸術文化の観点から観光振興を図るとされておりますが、経済商工観光部発行の観光戦略プランのほうには、アートを活用した観光戦略の記載は見受けられませんでした。現在、我が県は欧州からの誘客を強化中で、フランスに駐在員を配置しておりますが、そのフランスは言わざと知れた芸術大国です。フランスの国家予算是年間約五十兆円と日本の半分ですが、芸術に関する予算は日本の四倍の四千億円を計上し、芸術振興に努めております。以上を踏まえ、欧州からの誘客においては、アートも有効な観光コンテンツであり、美術館を生かした観光戦略は検討の余地があると思いますがいかがでしょうか。

○中谷明博経済商工観光部長　フランス人は日本の歴史や伝統、文化や芸術に関心が高い傾向にございまして、佐藤忠良氏の彫刻のように地域固有のブランドとして認知された作品が展示されている宮城県美術館は、魅力的な観光資源になり得るものと認識しております。また、宮城県美術館は前川國男氏が設計しました近代建築としての価値も評

価されていることから、その他県内で代表される現代建築の建造物と組み合わせるなど、文化的な観光資源としての活用可能性も考えられると考えております。一方、フランスは芸術大国と御指摘がありましたが、目が肥えている方が多いということだと思いますので、今後は現地の旅行会社、それから、インバウンド向けのツアーやマーケットとして、アートしている専門家などを我が県に招聘しまして、県内の文化芸術スポット等と併せてプロの目で確認いただくことによりまして、欧州市場に対する訴求力の有無や魅力の磨き上げの方策などについて意見を伺つてまいりたいと考えております。

○柚木貴光委員 方針について承知いたしました。それに加えてあともう一つ、ぜひ検討いただきたいことがございまして、先ほど取り上げたみやぎ観光戦略プランというのは、みやぎ観光振興会議の委員の皆様の意見をもとに策定しております。では、どのような方が委員なのかというと、経済界や学識経験者の方々が名を連ねておりますが、アートに精通していると思われる人材がないように見受けられました。今後はアートツーリズムの実績のある方などに委員に入つていただいて、多様な観点で観光戦略を策定したほうがいいのではないかと思いますが、いかがでしようか。

○中谷明博経済商工観光部長 県では令和二年度にみやぎ観光振興会議を設置しまして、みやぎ観光戦略プランの策定などに当たつて、観光事業者をはじめ、市町村職員、学識経験者などの委員から幅広く御意見を伺つてきましたところでございます。第六期みやぎ観光戦略プランにおきましても、その地域でしか体験できない芸術や文化を観光コンテンツとして活用してはどうかといった御意見を踏まえまして、みやぎの歴史、文化・芸術について、特色ある観光資源の一つとして魅力向上に取り組んでいくこととしております。現在、石巻圏域においては、芸術イベントに携わっている方に委員になつていただいておりまして、芸術の観点から観光振興について御意見を伺つてているところでござります。観光は、文化に加えまして食・自然など、関連する分野が多岐にわたることから、次回のみやぎ観光振興会議の委員の改選の際には、御指摘のありましたアートの関係者も含めまして、どのような方に御就任いただきことがよいか検討してまいりたいと思います。

○柚木貴光委員 ゼひ検討をお願いいたします。

最後に、美術館の魅力を更に向上させる施策として、館長にアートの専門家を登用

する動きが活発化しております。私が先日四十七都道府県の美術館の館長の経歴を調べてみたところ、行政職OBを館長に任命している自治体は九つ程度でございます。それ以外はほとんどアートの専門家を登用しております。アートの専門家を登用すると独自の人的ネットワークで美術品を収集できたり、様々なメリットがございますので、リニューアルオープン後はぜひアートの専門家を館長にすることを提案いたしますが、御所見をお伺いします。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 美術館は、美術文化の振興を図るため、美術作品等の展示のほか、美術に関する調査研究や県民への教育・普及啓発などの機能に加え、観光資源としての側面も有しているものと認識しております。こうしたことから美術館長は、人的ネットワークや高度な専門性、企画立案能力などに加え、優れた人格、組織管理能力等が必要と認識しております。過去には西洋美術史を専門とする外部の方を館長として登用した実績もあるところでございます。県教育委員会といたしましては引き続き、宮城県美術館の使命や理念に共感し、優れた識見のある人材を幅広く求め、適任者の登用に努めてまいりたいと考えております。